

後期高齢者医療制度のお知らせ～高額介護合算療養費について～

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が各保険者から支給されます。該当者には北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が届きますので、役場へ提出してください。

- 後期高齢者医療費または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません
- 限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません

【自己負担限度額表】 【1年分の自己負担額の計算期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日】

医療費の自己負担割合	所得区分		自己負担限度額
3割	課税所得690万円以上		212万円
	課税所得380万円以上		141万円
	課税所得145万円以上		67万円
2割	住民税課税世帯（※1）		56万円
1割	住民税課税世帯（※2）		56万円
	住民税	区分Ⅱ（※3）	31万円
	非課税世帯	区分Ⅰ（※4）	19万円

- ※1 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者の方がいる場合、「年収入+年金収入以外の所得（給与所得の場合、その金額から10万円を控除）」が被保険者1人の世帯は200万円以上、被保険者2人以上の世帯は320万円以上の方
- ※2 住民税課税世帯で（※1）に該当しない方
- ※3 区分Ⅰに該当しない方
- ※4 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下、給与所得がある場合、その金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方



☎ お問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004（課直通）

「低温注意報」について



低温注意報は、夏期には農作物の被害のおそれ、冬期には水道管の凍結や破裂による著しい被害のおそれがあるときに発表します。上空の強い寒気や晴れて地表面の熱が奪われる放射冷却現象が低温の原因です。近年は地球温暖化や都市化の影響で昔ほど寒くはなりません、それでも例年、内陸部では-25℃以下に、海岸部でも-20℃以下に下がる日はあります。低温注意報が発表された際には、厳しい冷え込みに注意しましょう。

上川・留萌地方の
警報・注意報ホームページはこちら ⇒



☎ お問合せ 旭川地方気象台 ☎ 0166-32-7102

第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査にご協力ください

町の子育て支援の指針となる子ども・子育て支援事業計画策定のためアンケート調査を実施しています。小学生以下の子育て世帯を対象にアンケート票を送付しておりますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

アンケート回答期限 2月29日（木）



☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）